廃食用油の回収場所が増えまじた!

家庭の使用済み油の回収場所が増え、さらに利用しやすくなりました。回収した油は、バイオディーゼル燃料として再利用しています。





新規回収場所

- ∭コープつちうら店

油はよくさましてからペットボトルに入れ、そのま ま投函してください!

その他回収場所

- ●市役所本庁舎
- ▒各地区公民館
- 市立図書館(生涯学習館)
- 働とりせん木田余店
- ₩マルヘイ荒川沖店
- ▒さん・あぴお
- 参カスミ(ピアタウン店、中村店、並木店、フード
 オフストッカー神立西店)

回収できる油

サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、ベに花油、ひまわり油、大豆油、落花生油、オリーブ油、亜麻仁油などの植物油

回収できない油

カカオ油、ヤシ油、パーム油、植物性マーガリン、ショートニング、マヨネーズ、ドレッシング、バター、ラードなどの動物油、エンジンオイルなどの鉱物油、クッキングオイルなどの健康機能油 など

~学生で国民年金保険料の納付が困難な方へ~

学生納付特例制度をご利用ください



学生納付特例制度とは、保 険料の納付が困難なときに、 在学期間中の保険料を社会 人になってから納めること のできる制度です。

国民年金担当窓口に申請 し、年金事務所で前年の所 得などをもとに審査を行い、

承認されると、在学中期間の保険料の納付が猶予され ます。

申問 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2440) 土浦年金事務所(☎824-7121)

学生納付特例の対象となる学生は?

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校 および各種学校(修業年限が1年以上で都道府県知事 の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の 学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の場合に 対象となります。

学生納付特例の承認期間は?

4月または20歳誕生月から3月までのため、申請 手続きが毎年度必要となります。

手続きのときに持参するものは?

- ①年金手帳
- ②平成25年度有効の学生証または在学証明書(コピー可)
- ③はんこ(本人が申請する場合は必要ありません)
- ④会社などを退職して学生になった方は、雇用保険 被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などのい ずれか(コピー可)
 - *承認期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族 基礎年金を受給するために必要な受給資格期間 に算入されます。
 - *学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めること(「追納」といいます)ができます。ただし、申請した年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。
 - *学生納付特例の承認を受けた期間について、追納をしなかった期間があるときは、老齢基礎年金受給額がその期間分減額されます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。